

平成25年3月6日

指定一般相談支援事業者 代表者 様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課長

平成24年4月1日にみなし指定を受けた一般相談支援事業者の新規指定手続きについて（通知）

平素より本市障害保健福祉行政の推進に御協力いただきありがとうございます。

さて、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)附則第15条の規定によりみなし指定された一般相談支援事業者については、厚生労働省令で定める期間内(平成25年3月31日まで)に障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第51条の19第1項の申請をしないときは、当該期間の経過によって、その効力を失うとされています。

平成25年4月1日以降も継続して指定一般相談支援事業者としての指定を受けるためには、改めて指定申請を行う必要がありますので、次のとおり手続きをお願いいたします。

なお、現在休止中の事業所についても、指定申請手続きが必要です。

また、今回指定申請を行わない事業所におかれましては、廃止届を提出してくださるようお願いいたします。

1 提出書類

- (1) 指定申請書(様式第1号)
- (2) 口座振込(変更)依頼書(兼受領委任状)
- (3) 付表
- (4) その他添付書類

2 提出書類の掲載場所

「障害福祉情報サービスかながわ(<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>)」→「書式ライブラリ」
→「3. 川崎市からのお知らせ」→「事業者指定申請書様式等」

3 留意事項

- 地域移行支援と地域定着支援はサービスコードが異なるため、両方を申請する場合、書類はそれぞれ必要になりますので御注意ください。
- 地域移行支援と地域定着支援の両方を申請する場合、添付書類のうち、履歴事項全部証明書、実務経験証明書及び役員名簿については、地域移行支援又は地域定着支援のいずれか一方を原本、もう一方を写しとしても構いません。

4 申請書類の提出期限

平成 25 年 3 月 19 日 (火) 17 時 15 分まで

5 提出方法

下記提出先まで、郵送または持参してください。

[提出先]

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課自立支援係 角野あて

6 その他

- 平成25年4月1日から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に改正されますが、法人の定款内容に「障害者自立支援法」という用語を用いている場合の取扱いについては、別紙「障害者自立支援法改正に係る定款等の変更について（通知）（案）」のとおりとする予定ですので御留意ください。
- 運営規程については、平成 25 年 4 月から障害者総合支援法に対応したものを定める必要があります。「障害福祉情報サービスかながわ」に作成例を掲載していますので御参照ください。

(障害計画課自立支援係 角野担当)

電話 044-200-2927

FAX 044-200-3932

E-mail 35syokei@city.kawasaki.jp